

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施 設 名	新潟市老人福祉センター いこいの家楽友荘				
管 理 者 名	公募後決定	指 定 期 間	令和8年4月1日	～	令和13年3月31日
担 当 課	南区 健康福祉課				
所 在 地	区 名	南区	住 所	味方５８３番地１	
根 拠 法 令	老人福祉法				
設 置 条 例	新潟市老人福祉センター条例				
施 設 概 要	(1)開設年月：平成24年1月 (2)施設規模：鉄筋コンクリート平屋建 延べ床面積 627.10㎡ (3)施設内容：大広間，個室，浴室，事務室等 (4)休館日：月曜日，国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは，その翌日も），1月2日及び3日，8月13日から同月15日まで並びに12月29日から同月31日まで (5)開館時間：午前9時から午後4時30分まで				

施 設 設 置 目 的
高齢者に対して，相談に応ずるとともに，高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として，新潟市老人福祉センターを設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 ， 方 針 等
（１）施設周辺の高齢者の健康の増進 高齢者の健康の増進のため，生活相談，健康相談など各種相談に応じるとともに，高齢者の機能回復訓練を実施する。 （２）施設周辺の高齢者の教養の向上 高齢者の教養の向上のため，各種講座，レクリエーション等を開催する。 （３）高齢者相互の交流を通じた生きがいの推進 レクリエーション，集会など高齢者の活動の場を提供し，高齢者相互の交流を促し，高齢者の生きがいの推進，向上に努める。 （４）その他 高齢者の就労に関する指導を行う。 老人クラブ等高齢者の団体の運営に関する援助又は指導をする。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市民	基準利用者数の達成	施設利用者数年間27,000人以上			
	各種サービス別満足度	利用者アンケートによる意見・要望の集約を年30件以上			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には5営業日以内に回答し、速やかに区への報告を行ったか。			
	設置目的に合致したサービス提供	月2回以上実施			
財務	管理運営経費の削減	電気・ガス代等経費の削減努力の状況を月報にて区へ報告しているか			
	市の歳入の増加	使用料収入1,300,000円以上			
業務	業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書等に定める事項の遵守			
	事業計画・事業報告の適切さ	報告内容が適切定められた期日までの提出			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	防災・避難訓練年間2回以上実施			
	事件・事故発生時の適切な対応	事件・事故発生時の速やかな処置及び報告			
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	当該施設の管理において関係する法令を遵守しているか			
人材	配置人員の業務理解度と能力習得度の向上	職員研修年2回以上の実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄 (アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)	
現地調査日：平成	年 月 日

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施 設 名	新潟市老人福祉センター　いこいの家月寿荘				
管 理 者 名	公募後決定	指 定 期 間	令和8年4月1日	～	令和13年3月31日
担 当 課	南区　健康福祉課				
所 在 地	区 名	南区	住 所	月潟770番地	
根 拠 法 令	老人福祉法				
設 置 条 例	新潟市老人福祉センター条例				
施 設 概 要	(1)開設年月：昭和46年12月 (2)施設規模：木造一部鉄筋コンクリート平屋建　延べ床面積　460.57㎡ (3)施設内容：大広間，個室，浴室，事務室等 (4)休館日　：月曜日，国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは，その翌日も），1月2日及び3日，8月13日から同月15日まで並びに12月29日から同月31日まで (5)開館時間：午前9時から午後4時30分まで				

施 設 設 置 目 的
高齢者に対して，相談に応ずるとともに，高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として，新潟市老人福祉センターを設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 ， 方 針 等
(1) 施設周辺の高齢者の健康の増進 高齢者の健康の増進のため，生活相談，健康相談など各種相談に応じるとともに，高齢者の機能回復訓練を実施する。 (2) 施設周辺の高齢者の教養の向上 高齢者の教養の向上のため，各種講座，レクリエーション等を開催する。 (3) 高齢者相互の交流を通じた生きがいの推進 レクリエーション，集会など高齢者の活動の場を提供し，高齢者相互の交流を促し，高齢者の生きがいの推進，向上に努める。 (4) その他 高齢者の就労に関する指導を行う。 老人クラブ等高齢者の団体の運営に関する援助又は指導をする。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市民	基準利用者数の達成	施設利用者数年間5,000人以上			
	各種サービス別満足度	利用者アンケートによる意見・要望の集約を年15件以上			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には5営業日以内に回答し、利用者への周知を図った旨を、周知後速やかに区への報告を行ったか。			
	設置目的に合致したサービス提供	月2回以上実施			
財務	管理運営経費の削減	電気・ガス代等経費の削減努力の状況を月報にて区へ報告しているか			
	市の歳入の増加	使用料収入180,000円以上			
業務	業務仕様書に定める事項の遵守	業務仕様書等に定める事項の遵守			
	事業計画・事業報告の適切さ	報告内容が適切 定められた期日までの提出			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	防災・避難訓練年間2回以上実施			
	事件・事故発生時の適切な対応	事件・事故発生時の速やかな処置及び報告			
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	当該施設の管理において関係する法令を遵守しているか			
人材	配置人員の業務理解度と能力習得度の向上	職員研修年2回以上の実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

A：要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B：要求水準(評価指標)が達成されている

C：要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄（アピールしたい事項・未達成項目への改善策等）

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 （ 所 見 ）	
現地調査日：平成	年 月 日

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施 設 名	老人福祉センター白寿荘			
管 理 者 名	公募後決定	指 定 期 間	令和8年4月1日	～ 令和13年3月31日
担 当 課	南区 健康福祉課			
所 在 地	区 名	南区	住 所	白根 1 1 3 2 番地 1
根 拠 法 令	老人福祉法			
設 置 条 例	新潟市老人福祉センター条例			
施 設 概 要	(1)開設年月：昭和48年2月 (2)施設規模：鉄筋コンクリート平屋建 建築面積 1050.73㎡ (3)施設内容：大広間，個室，浴室，事務室等 (4)休館日：月曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは，その翌日），1月2日及び3日，8月13日から同月15日まで並びに12月29日から同月31日まで (5)開館時間：午前9時から午後4時30分まで			

施 設 設 置 目 的
高齢者に対して，相談に応ずるとともに，高齢者の健康増進，教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として，新潟市老人福祉センターを設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 ， 方 針 等
(1) 施設周辺の高齢者の健康の増進 高齢者の健康の増進のため，生活相談，健康相談など各種相談に応じるとともに，高齢者の機能回復訓練を実施する。 (2) 施設周辺の高齢者の教養の向上 高齢者の教養の向上のため，各種講座，レクリエーション等を開催する。 (3) 高齢者相互の交流を通じた生きがいの推進 レクリエーション，集会など高齢者の活動の場を提供し，高齢者相互の交流を促し，高齢者の生きがいの推進，向上に努める。 (4) その他 高齢者の就労に関する指導を行う。 老人クラブ等高齢者の団体の運営に関する援助又は指導をする。

【評価基準】

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 （ 所 見 ）			
現地調査日：平成	年	月	日